

59. 01

実用新案技術評価書の作成

実用新案法第12条第4項

特許庁長官は、第一項の規定による請求〔実用新案技術評価の請求〕があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書（以下「実用新案技術評価書」という。）を作成させなければならない。

実用新案技術評価書の作成については、[附属書1「実用新案技術評価書作成のためのハンドブック」](#)参照。

59. 02

実用新案登録出願に関する公序良俗違反の取扱い

実用新案登録の基礎的要件の審査の際、実用新案登録出願に添付した明細書等に、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生（以下「公序良俗等」という。）を害する記載を発見したときは、以下のように取り扱う。

1. 請求項に係る考案が公序良俗等を害するものであることが明らかな場合

[実用新案法第6条の2第2号](#)に基づき補正をすべきことを命ずる。

2. 明細書又は図面に公序良俗を明らかに害する記載がある場合

[実用新案法第6条の2第2号](#)に基づく補正指令は行わず、出願人へ連絡し、当該事項に対して職権訂正を行う。

また、図面に対して職権訂正を行ったことにより、全ての図面が削除される場合、図面を補充すべき旨の補正指令を行う。

（説明）

[実用新案法第6条の2第2号](#)に基づく補正指令は、請求項に係る考案に対してなされるものであるから、明細書又は図面に公序良俗を害することが明らかな事項又は内容が記載されている場合、そのことのみを理由として[実用新案法第6条の2第2号](#)に基づく補正指令を行うことはできない。さらに、実用新案公報については、公序良俗を害する事項・内容の不掲載に関する規定も設けられていない（[実用新案法第14条第3項](#)）。このため、公序良俗を明らかに害する事項・内容が実用新案公報に掲載されないよう、所要の措置を講ずる必要がある。

また、実用新案登録出願は、図面の添付を必須としている（[実用新案法第5条第2項](#)）。そのため、図面が全て削除される場合は、図面を補充するよう補正指令を行う必要がある。

（参考）

[特許・実用新案審査基準「第X部 実用新案 第2章 実用新案登録の基礎的要件」の3.2 公序良俗違反（第6条の2第2号、第14条の3第2号、第4条）](#)には、次のように記載されている。

- (1) 請求項に係る考案が公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがあるときには、本号に該当する。
- (2) 考案の詳細な説明における記載が公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある場合であっても、請求項に係る考案について、そのようなおそれがないときは、公報掲載時に所要の措置を講ずるものとする。